

各務原市石油由来副資材調達補助事業 Q & A

1 補助事業の概要について

Q : 1 事業概要について教えてください。

A : 中東情勢の混乱長期化等に伴うナフサ及び原油価格高騰の影響を強く受けている市内中小建設及び製造企業者の一助とするため、石油由来の副資材の購入費用について、前年度から単価が 20%以上上昇した場合、補助金を交付する事業です。

Q : 2 補助金の金額、補助率はどうなっていますか。

A : 補助金は、令和 8 年 4 月から 8 月の間に納品された石油由来の副資材の購入に要した経費について、前年度と比較して購入単価が 20%上昇した場合、実経費に対して支給するものです。

補助率は、実経費の 1/2 で、上限は 50 万円、下限は 10 万円です。

2 補助事業の対象者について

Q : 3 補助事業の対象者について教えてください。

A : 補助事業の対象者は市内に本社又は主たる事業所を有する者で、以下の①～⑤すべてに該当する事業者となります。

①中小企業基本法第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者

②日本標準産業分類に掲げる大分類D「建設業」又は大分類E「製造業」に属する産業を営む者 (<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

③市税を滞納していないこと

④各務原市補助金交付規則第 3 条の 3 各号のいずれにも該当していないこと
(暴力団、暴力団員等と関わりがないこと)

⑤この補助金の交付を受けたことがないこと

Q : 4 個人事業主は補助対象者になりますか。

A : 税務署に提出する「個人事業の開業・廃業等届出書」や「青色申告書」の業種欄が建設業もしくは製造業であること、併せて実際に建設業もしくは製造業を営んでいる個人事業主であれば補助対象者になります。

Q : 5 モノを製造して販売している場合は補助対象者になりますか。

A : ・製造して、事業者に出している場合

・製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合

上記 2 点につきましては、「製造業」に該当しますので、補助対象者となります。

・製造して、製造と同じ場所にある販売施設によってその場で消費者に販売している場合

につきましては、「小売業」に該当しますので、補助対象者にはなりません。

Q : 6 主たる事業は別業種ですが、建設業や製造業も営んでいる場合は補助対象者になりますか。

A : 事業規模にかかわらず、登記事項証明書、定款に「建設業」もしくは「製造業」が含まれており、実際に「建設業」もしくは「製造業」を営んでいる場合は補助対象者になります。ただし、補助対象経費については、「建設業」もしくは「製造業」に係るもののみにします。

3 補助事業の対象経費について

Q : 7 補助の対象となる資材を教えてください。

A : 石油を原料に含む副資材のうち、次に掲げるものであって、補助対象経費に基づき算出した単価が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの任意の期間において納品されたものの購入に要した費用に基づき算出した単価と比べて20%以上上昇しているものとします。

- (1) 製品又はその資材の表面処理又は洗浄に用いる石油由来副資材
合成樹脂塗料、シンナー、剥離剤 等
- (2) 製品又はその資材の接合又は固着に用いる石油由来副資材
工業用接着剤、両面テープ、マスキングテープ 等
- (3) 製品又はその資材の成形又は取付に用いる石油由来副資材
パッキン類、ゴム部品 等
- (4) 製品又はその資材の物流又は梱包に用いる石油由来副資材
ストレッチフィルム、気泡緩衝材、OPPテープ、PPバンド 等
- (5) 設備の稼働又は保守に用いる石油由来副資材
切削油、研削油、機械潤滑油、油圧作動油 等
- (6) 建設工事において配管、養生又は保護に用いる石油由来副資材
塩ビ管、養生シート、養生テープ、防塵シート 等
- (7) 建設工事において結束又は固定に用いる石油由来副資材
結束バンド、ケーブルタイ、粘着テープ 等
- (8) 建設工事において補修又はシーリングに用いる石油由来副資材
シーリング材、シーリングテープ、目地・隙間充填材 等
- (9) 建設工事において防水又は断熱に用いる石油由来副資材
防水テープ、保護用フィルム 等
- (10) その他市長が適当と認める石油由来副資材

なお、次に掲げるものについては補助対象外とします。

- (1) 事務用品
文房具、コピー用紙 等
 - (2) 工具類
-

ドライバー、スパナ・レンチ、ペンチ・ニッパー、クランプ、測定器具、
ドリル、エンドミル 等

(3) 燃料類

ガソリン、軽油、灯油、重油、航空機燃料 等

(4) 作業用品

軍手・手袋、マスク、作業服、ヘルメット、安全靴、保護メガネ、
ウエス、業務用洗剤 等

Q : 8 副資材について、複数品目を補助対象経費として申請してよろしいですか。

A : それぞれの品目がQ 7の条件を満たしていれば、複数品目の実経費を合算して申請できます。

Q : 9 市内に本社がある製造業で、市外にも工場があります。副資材は本社で一括購入しており、市外の工場でも使用していますが、その内訳はありません。その場合、購入した実経費全額を補助対象経費として申請してよろしいですか。

A : 本社や主たる事業所が市内にあり、本社や主たる事業所で購入した副資材がQ 7の条件を満たしていれば、市外の工場や拠点で使用した分も補助対象となります。

Q : 10 市内に本社がある建設業で、市外の現場に使用するために購入した副資材は補助対象経費となりますか。

A : 本社や主たる事業所が市内にあり、本社や主たる事業所で購入した副資材がQ 7の条件を満たしていれば、市外の現場で使用した分も補助対象となります。

4 事務手続き等について

Q : 11 手続きの流れを教えてください。

A : 事業者から申請書兼請求書を受理した後、市で内容を審査し、適正と判断されれば、指定の口座に補助金をお支払いします。

申請・請求 ⇒ 市で審査 ⇒ 交付決定通知 ⇒ 補助金支払

申請・請求においては、以下の書類が必要となります。

- ・ 交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - ・ 補助対象経費精算明細書（様式第2号）
 - ・ 日本標準産業分類に掲げる大分類D「建設業」又は大分類E「製造業」に属する産業を営むことが分かる書類（登記事項証明書、定款の写し 等）
 - ・ 補助対象副資材が令和8年4月1日から8月31日までの間に納品されたことが分かる書類（納品書、仕入伝票、仕入帳 等）
 - ・ 補助対象経費を支出したことが分かる書類（領収書、振込明細書 等）
-

- ・ 補助対象副資材と比較する石油由来副資材が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に納品されたことが分かる書類(納品書、仕入伝票、仕入帳 等)
- ・ 補助対象副資材と比較する石油由来副資材の購入に要した経費を支出したことが分かる書類 (領収書、振込明細書 等)

Q : 1 2 補助対象副資材は令和 8 年 8 月 31 日までに納品されたが、支払いが 9 月以降になる場合は対象経費となるか。

A : 補助対象副資材については、令和 8 年 4 月 1 日から 8 月 31 日の間に納品が完了していれば対象となります。支払いは 9 月 1 日以降となっても問題ございません。ただし、申請において領収書や振込明細書が必要であるため、支払い後でないと補助金を申請することはできません。

Q : 1 3 補助対象副資材と比較する石油由来副資材は令和 8 年 3 月 31 日に納品されたが、支払いが 4 月以降になった場合は対象経費となるか。

A : 補助対象副資材と比較する石油由来副資材については、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の間に納品が完了していれば対象となります。支払いは 4 月 1 日以降であっても問題ございません。

Q : 1 4 申請後、補助金はいつ頃支払われますか。

A : 補助金は、申請を受け付けてから概ね 1 ヶ月程度を目安にお支払いしますが、申請が集中した場合や、申請内容の確認に時間を要した場合は上記の期間よりも長くなる場合があります。予めご了承ください。
